

平成28年度

事業報告書

公益財団法人

リーガル・エイド岡山

公益財団法人リーガル・エイド岡山

第1 組織

理事会, 評議員会, 8つの支援センター運営委員会(高齢者・障がい者支援センター運営委員会, 犯罪被害者支援センター運営委員会, 女性人権支援センター運営委員会, 子どもの権利支援センター運営委員会, 消費者被害救済支援センター運営委員会, 民事介入暴力被害者救済支援センター運営委員会, 特別人権支援センター運営委員会, 刑事弁護支援センター運営委員会)で組織している。

第2 役員

代表理事	鴨崎多久巳				
常務理事	秋山 裕史	賀川進太郎	杉山 雄一	安田 寛	
理事	井上 雅雄	大本 崇	奥田 隆之	濱田 弘	原田 隆
監事	横田 亮	福原 一義			
評議員	鶴川 克己	岡野 茂一	川野 豊	西崎 宏美	平松 卓雄
	上田 序子	石倉 尚	呉 裕麻	岡本 憲彦	栞田 陸
	中原 隆志	山本 勝敏			

第3 委員会

高齢者・障がい者支援センター運営委員会

委員長	秋山 裕史				
委員	飯生 明	石田 麻衣	板野 次郎	今村恵美子	岩橋 照美
	上西 芳樹	上野 雅和	江口 秀計	岡本 憲彦	片山 裕之
	栞田 陸	河内 紀篤	小松原玲子	櫻井 幸一	重吉 孝一郎
	澁谷 尚子	清水 弘枝	竹内 俊一	竹田 航	谷川 篤司
	中村 元祐	西尾 史恵	濱田 弘	福間 互	細田 隆
	水谷 賢	溝渕 順子			

犯罪被害者支援センター運営委員会

委員長	植田 昌吾				
委員	青田 夢	入口 優	江口 秀計	岡田 孝文	小池 知久
	後藤 千絵	澤畑 優太	高田絵莉子	高橋 吉保	高原 勝哉
	立畑 徳和	飛山 美保	新名 信介	西馬由希子	土方 彬弘
	平松 敏男	藤井 秀孝	丸山 洋平	三宅 京子	宮平 靖子
	三好 英宏	山内 弘美	吉沢 徹	板垣 和彦	

女性人権支援センター運営委員会

委員長	宮本美穂子					
委員	市木 菜々	岩橋 照美	沖津 智子	加来 典子	栢野万里恵	
	清野 幸代	久山 英恵	柴田 収	世戸美真紀	谷 和子	
	種田 蘭子	長沼 徹	中原 隆志	中原 文子	西野 淑子	
	長谷川 修	三宅 京子	村山 晃康	森安 武夫	山下 綾	
	山本 愛子	山本 勝敏	山本 賢昌	山本多美子	横山 純子	

子どもの権利支援センター運営委員会

委員長	石倉 尚			
委員	中原 隆志	岡邑 祐樹	奥野 哲也	

消費者被害救済支援センター運営委員会

委員長	原田 隆				
委員	井田 千津子	井筒 智子	上田 優	上尾 洋平	大本 崇
	岡部 宗茂	小野 寛之	加瀬野忠吉	加藤 航平	栢野万里恵
	河田 英正	河端 武史	上月 健輔	坂本 純平	佐竹 哲児
	澁谷 尚子	高谷 敦	中村 英男	西尾 史恵	福間 互
	船越 啓孝	丸屋祐太郎	宮井 啓	岡本 健史	切島 一成

民事介入暴力被害者救済支援センター運営委員会

委員長	清野 彰		
委員	佐竹 哲児	山根 務	

刑事弁護支援センター運営委員会

委員長	岩崎 香子				
委員	濱田 弘	三浦 巧	平井 浩平	林 知子	

特別人権支援センター運営委員会

委員長	平井 徳秀				
委員	長谷川 威	呉 裕麻	平井 浩平	大本 崇	立田 久義

第4 本年度の活動の概要

1. 全体総括

(公財)リーガルエイド岡山の平成28年度活動報告

ー公益財団法人4年目を振り返ってー

理事長

鴨崎 多久巳

公益財団法人リーガルエイド岡山（以下、「リーガルエイド岡山」と呼びます。）の平成28年度の活動報告を次のとおり報告します。

（なお、各センターの個々の活動報告は、各センターの報告に委ね、本報告では、財団全体の報告にのみ言及します。）

はじめに

リーガルエイド岡山の平成28年度の活動も、私が理事長就任以来取り組んできた「持続可能な仕組み作り」の継続でしたが、公益法人へ組織変更してからも4年を経、私の理事長就任の期間も長くなってきましたので人事の刷新を図り、財政に関しても賛助会員制度の拡大へと取り組んだ年となりました。

以下、概略ではありますが、詳述します。

第1 公益法人として

1, 公益法人として

元の財団法人の理念を基本としつつ、「公益法人」の名に相応しい公益性の高い活動を心がけ活動を展開してきました。

今後ともこの方針の下に事業展開が図られていくことと思われませんが、とりわけ公益性を意識して事業展開をすることは、当財団の本来の理念にも親和性が高く、今後とも外部監査を含めた管理の仕組みが、当財団の理念実現に役立ってくれると思われま

なお、当財団の公益性の高さは、他県における同種の取り組みと比較したときに際だつものであり、折りあ

研究をしていくべきと思料されるものです。

2, 組織の改善

公益法人としての組織のルールも慣れてきましたが、評議員会、理事会、各センター運営委員会という組織間の意思疎通を促すため、必ず懇親の場が必要かと思われ、試行してみました。結果は好評のもののように、今後はさらに回数を増やしていくべきと思料されました。

なお、人事の世代交代（若返り）も、若干の人事交代の準備が整いました。当財団の本務を自覚してさらなる発展を遂げる人員の加入になると信賴しております。

第2 課題への取り組み

1, 内部整備

(1) 事務局

事務局体制は、従前どおり岡山弁護士会に事務委託して処理してもらい、担当の寺脇事務員も公益法人4年目ともなり、1年間落ち着いて処理してくれました。

(2) 会計

公認会計士である福原監事の助言の下、会計処理のルールも概ね確立し、そのルールの下、寺脇事務員が処理してくれました。

(3) 年間スケジュール

年間スケジュールも落ち着いてきましたが、年度末の処理は制度上タイトであり、県の指導基準に従って集中的に会計処理をしなければならず、年度の変わり目は相変わらず繁忙です。

なお、持続可能性の観点からは、年間スケジュールの文書化にも取り組まなければならない、事務局で整理してもらいつつあります。

2, 財務

竹重基金創設以来続いている資産の減少は今年度も続いています、賛助会費自動送金手続きによる安定収入の途も拡大し、支出についても利用者の理解が広がり、さらに改善（収入増と支出の管理）は進んできたと評価されます。

賛助会費の増加を図るべく、自動送金手続きも導入し、かつ、会員数の増加も図られました。

3, 組織運営

(1) 評議員会

数少ない開催のため致し方ない面もありますが、意思決定の中枢機関として活性化の努力を続けなければならないと思っています。

とりわけ弁護士以外の評議員の方、女性の評議員の方といった方々の参加に向けての人事の刷新もさらに図っていかなくてはなりません、今年度は、世代交代の観点による人事刷新を若干進める準備が整いました。

(2) 理事会

公益財団法人に於ける制度においては、理事の数も少数になり、委任状出席ができなくなり、開催回数が半減し、その意味で活動頻度が大幅に縮小しましたが、当財団に於ける理事会の出席率は極めて高く、定足数不足に困るようなことはなく、毎回、1時間以上の熱心な会議が開催されています。

模索していた理事の世代交代も準備が整いました。

(3) 運営委員会

判断基準の周知も進み、議事録についても新基準での作成が徹底し、取り分けての課題はなくなりました。

惜しむらくは、新規事業の発案があまり無いという点でしょうか。支出について、判断基準の周知の影響で萎縮的判断がなされるようになっているのかも知れませんが、各センター運営委員会が現場に近い立場から、当財団の事業の有意義性を忘れることなく、常に社会の実態に合わせた事業展開を心がけていただけよう切望します。

他県にはない取り組みの意義を再確認して、各センターがそれぞれのテーマに関する活動の探求を惜しまないことを祈念します。

(4) 規約の整備

支援基準などに関する運営規約の新基準での運営が始まりました。

今後とも修正を加えつつ、分かりやすく役立つ基準での運営を心がけていてもらいたいと祈念しています。

(5) 行政からの委嘱事業について

高齢者障がい者支援センターが活発に取り組んでいる事業で「虐待防止アドバイザー事業」などのような委嘱事業の展開を希望しましたが、

今年度も新規発案はなく、現場に近い存在としての各センター運営委員会が現場に於ける人事交流を通じて関係行政からの委嘱事業で当財団に於いても受託しうるような事業を模索して下さることが期待されます。

なお、理事長自らが様々な場に顔を出して事業の展開を図るという取り組みについては、結局できずじまいで終わってしまいましたが、検討の余地はあると思われます。

以上、公益法人化して4年目の年でしたが、多くの関係者のみなさまのご理解とご尽力によって、公益法人組織に於けるルールにも慣れてきました。

今後は、安定軌道に乗ったことを踏まえて、顕在化してきた課題に取り組みつつ、真に持続可能な組織へと歩みを進めてくれると祈念しております。

以上

2. 各センター報告

高齢者・障がい者支援センター

1. 高齢者・障がい者に関する一般相談、訪問相談で経済的事情等により相談料を払えない方の案件について、その相談料を弁護士に支払いました。
2. 高齢者・障がい者の保健福祉に従事する専門職の方を対象とした専門家相談につき、相談担当した弁護士に、その相談料を支払いました。
3. 精神科病院に入院し外出できない方が弁護士との相談を希望し、弁護士が病院を訪問し相談を受けた場合に、その相談料を弁護士に支払いました。
4. 県精神科医療センターとまきび病院に定期訪問相談を実施し、弁護士が病院を訪問し相談を受けた場合に、弁護士に相談料等を支払いました。
5. 岡山市社会福祉協議会からの委託事業で原則毎週金曜日に実施している「ひまわり相談」につき、相談担当弁護士に相談料等を支払いました。
6. 岡山県からの委託事業である高齢者虐待防止法律サポートデスクを実施し、その相談担当弁護士に相談料等を支払いました。
7. 岡山県からの委託事業である障がい者虐待防止法律サポートデスクを実施し、その相談担当弁護士に相談料等を支払いました。
8. 高齢者・障がい者支援ネットワーク主催で毎月第1土曜日に実施する「高齢者・障がい者なんでも相談会」の相談担当者として参加した弁護士に、報酬を支払いました。
9. 県内の15の市町と虐待防止、権利擁護等に関するアドバイザー契約を締結し、アドバイザーとして活動した弁護士等に対し、報酬等を支払いました。

犯罪被害者支援センター

1. 岡山弁護士会犯罪被害者支援センターにおいて実施された法律相談のうち、当センターに法律相談費用の援助申込があった8件につき援助を行いました。
2. 今年度は当センターへの弁護士費用の支援申込はありませんでした。

女性人権支援センター

1. 岡山弁護士会女性人権センターにおいて実施された法律相談のうち、当センターに法律相談費用の援助申込があった48件につき援助を行いました。
2. 当センターに弁護士費用の援助の申込があった3件につき、援助を行いました。

子どもの権利支援センター

1. 岡山弁護士会子どもの権利センターが実施する「子どもの味方弁護士相談」に申込のあった法律相談のうち、当センターに相談費用の援助申込があった30件につき援助を行いました。
2. 今年度は当センターへの弁護士費用の支援申込はありませんでした。

消費者被害救済支援センター

1. 岡山県消費生活センター法律相談
岡山県の消費生活センターから岡山弁護士会に紹介され、実施された法律相談のうち、当センターに相談費用の援助申込のあった1件について、援助を行いました。
2. 高等学校での消費者教育
岡山県内の高校7校から岡山弁護士会に依頼のあった消費者教育の講師派

遣について、講師として派遣された弁護士に講師料を支払いました。

民事介入暴力被害者救済支援センター

1. 本年度は当センターにおける法律相談費用の支援の実績はありませんでした。
2. 当センターに弁護士費用の援助の申込があった1件につき、援助を行いました。

刑事弁護支援センター

1. 本年度は当センターにおける弁護士費用の支援の実績はありませんでした。

特別人権支援センター

1. 岡山弁護士会が実施する「労働と生活に関する弁護士相談」の相談料について、援助の申込のあった55件について援助しました。
2. 岡山弁護士会ハンセン病被害者サポートセンターが実施するハンセン病療養所（長島愛生園・邑久光明園）への定期訪問法律相談について、本年度は1件の実施報告があり、その相談料について援助しました。
3. 岡山県内の高校1校から岡山弁護士会に依頼のあったハンセン病問題についての啓発活動・人権教育の講師派遣について、講師として派遣された弁護士に講師料を支払いました。
4. 労働基準監督署への申告等援助制度を利用した際の弁護士費用についての援助の申込は、今年度はありませんでした。

第5 寄附について

1. 刑事贖罪寄附状況

刑事贖罪寄附状況については別紙のとおり。

2. その他寄附状況

その他寄附状況については別紙のとおり。

第6 会計について

1. LA全体の会計報告

貸借対照表，正味財産増減計算書，財産目録は別紙のとおり。

リーガル・エイド岡山 刑事贖罪寄附金(平成28年度)

(平成29年3月31日現在)

番号	年月日	事件名	金額(円)
1	H28.05.02	公務執行妨害、傷害被疑事件	30,000
2	H28.05.16	占有離脱物横領被告事件	10,000
3	H28.06.16	窃盗被疑事件	6,000
4	H28.07.25	窃盗被告事件	6,000
5	H28.11.16	邸宅侵入、ストーカー行為等の規制等に関する法律違反被告事件	60,000
6	H28.12.15	窃盗被告事件	1,362
7	H29.01.10	貸金業法違反、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律違反、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反被告事件	180,000
8	H29.02.07	岡山県青少年健全育成条例違反被疑事件	600,000
9			
合 計			893,362

リーガル・エイド岡山 その他寄附金 (平成28年度)

番号	年月日	寄附の趣旨	金額(円)
1	H28.5.23	寄附金	30,000
2	H28.5.23	寄附金	30,000
3	H28.5.23	寄附金	30,000
4	H28.7.19	LAACからの寄附	109,284
6	H29.1.16	LAACからの寄附	155,696
5	H29.1.20	香典返し	200,000
7	H29.2.6	香典返し	100,000
8			
合 計			654,980